平成30年4月1日以降の入札公告から社会保険等の未加入対策を強化します。

1 概要

市営建設工事における下請負人(二次以下の下請負人を含む。)を社会保険等への加入者に限定し、違反が認められた場合は、次の措置を講じます。

- ①工事成績評定の減点
- ②受注者の指名停止措置

2 社会保険等の未加入者の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者(届出の義務がない者を除く。)をいいます。

- (1) 健康保険法 (大正11 年法律第70 号) 第48 条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29 年法律第115 号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49 年法律第116 号)第7条の規定による届出
- ※加入義務のない方に強制的に加入を求めるものではありません。

3 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

: □事業主に義務があるもの : □個人で加入するもの

事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険(いずれかに加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険※1	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合(建設国保等) (適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
	_	日雇労働者	日雇雇用保険	国民健康保険、協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	_	役員等	_	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合(建設国保等) (適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険※1	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合(建設国保等) (適用除外承認を受けた場合※2)	厚生年金
	1人~ 4人	常用労働者	雇用保険※1	国民健康保険、国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	_	日雇労働者	日雇雇用保険	国民健康保険、協会けんぽ(日雇特例被保険者)	国民年金
	_	事業主、	_	国民健康保険、国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

- ※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。
- ※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 - ※加入義務の確認や相談等は、年金・社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークへお問い合わせください。